

島根県動物愛護管理推進計画の策定について

計画策定の背景

動物の愛護及び管理に関する法律の改正（H17.6.22 改正、H18.6.1 施行）

国（環境大臣） 基本指針の策定（動物愛護管理施策を総合的に推進）

都道府県 動物愛護管理推進計画の策定（中長期的な目標の明確化、施策の計画的な推進）

その他

- ・動物取扱い業の適正化（登録制の導入）
- ・個体識別措置の推進
- ・特定動物（危険動物）の飼養規制の全国一律化
- ・動物の科学上の利用に供する場合の配慮事項の充実
- ・学校等における動物愛護の普及啓発
- ・虐待及び遺棄の罰則強化

島根県動物愛護管理推進計画の概要

【第1 計画策定の趣旨】

目的：動物の愛護及び管理に関する法律第6条第1項の規定に基づき、動物の愛護管理に関する基本的な方針及び動物の適正な飼養・保管を図る施策等について策定

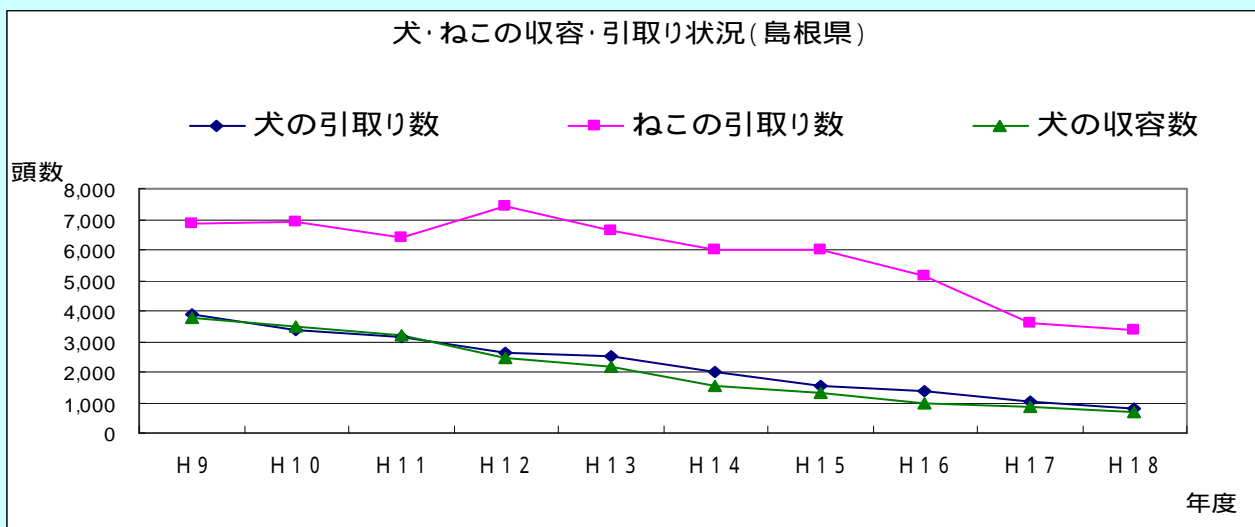
計画期間：10年間（平成20年4月1日～平成30年3月31日）

【第2 動物の愛護及び管理に関する基本的な方針】

1. 「動物の命の尊厳を守り、動物を愛護する気持ち」を広く普及し、動物愛護を基本とする施策を推進
2. 動物から不利益を被ることがないように、動物の適切な管理を図る施策を推進
3. 適切な情報提供・普及啓発活動を推進

【第3 動物の愛護及び管理の現状と課題】

島根県の犬・ねこの引取り数は減少傾向にあるものの、人口10万人当たりでは平成17年度全国第4位（629頭：全国平均330頭）と多く、県民へ動物愛護精神を浸透させ、処分される命を減少させる必要があります。



【第4 課題への具体的な取組み】

1. 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策を推進

(1) 動物取扱い業者等に対する施策

動物取扱い業者による飼育者等に対する適正飼養普及啓発を促進

動物販売業者が購入者等へ行う説明義務の徹底促進

(2) 家庭での動物の適正な飼養及び保管を図るための施策

安易な飼養の防止、終生飼養、繁殖制限など飼い主の責務について広報を推進

犬の飼養者に対して、登録と狂犬病予防注射の実施とけい留義務の徹底について普及啓発

ねこの飼養者に対して、繁殖制限と屋内飼養について普及啓発

高齢化社会における動物の飼養に伴う諸問題について、調査・検討を行い、高齢者が動物を飼養する場合のサポート体制等を構築

(3) 動物の不適正な飼養及び保管等に関する施策

動物の遺棄防止、無責任な餌やりの制限等についての広報を推進

糞尿、鳴声等の動物の不適正な飼養による周辺環境への侵害に対し、関係機関等が協力し、不適正飼養及び環境侵害の改善を促進

2. 動物の愛護及び管理に関する普及啓発を推進

(1) 動物の愛護及び管理に関する教育活動を推進

(2) 動物の愛護及び管理に関する広報活動を推進

3. 動物の愛護及び管理に関する体制の整備を推進

(1) 動物愛護管理推進会議を軸とし、関係機関の連携強化と重点施策の遂行を促進

(2) 動物愛護担当職員の育成と、県の動物管理の質を向上

(3) 国、市町村、獣医師会等と連携して、動物愛護を推進

(4) 動物愛護団体やボランティアとの連携、協力を推進

4. 処分される命を減らすための取組みを推進

(1) 犬、ねこの引取り数を減少させる施策を推進

(2) 迷子動物の所有者への返還を推進

(3) 適正な動物の譲渡を推進

5. 所有明示(個体識別)措置の実施率を向上

6. 実験動物、産業動物の適正な取扱いを促進

7. 災害時における関係機関との連携体制を構築

【第5 計画の実現・目標】

この計画の究極の目標とするところは、県民全てに動物を愛護する気持ちを普及し、処分される不幸な命をゼロにするとともに、人と動物が調和し共生する社会を構築することにあります。しかしながら、動物愛護思想の普及度合いについては図り知ることができないことから、犬・ねこの引取り数を代替指標として、目標の達成度合いを認識していくこととします。

<前期：H20.4.1～H25.3.31>

引取り数目標：H17年度：4,636頭 H24年度：2,500頭以下

重点施策

普及啓発事業（終生飼養、繁殖制限、ねこ屋内飼養）

調査解析事業（引取り動物等の分類解析、高齢者飼養状況等）

<後期：H25.4.1～H30.3.31>

H29年度：1,250頭以下

普及啓発方法の再検討

動物愛護管理施設等の再検討